

条	改定前	条	改定後																											
	【個人情報の取扱いに関する規約】		【個人情報の取扱いに関する規約】																											
前文	私は、株式会社新生銀行(以下「銀行」といいます。)のカードローン「新生銀行カードローン エル」を申込むに際して、本申込みにかかる私の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、銀行および新生フィナンシャル株式会社(以下「保証会社」といいます。)が下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。なお、私は、銀行および保証会社が、①本申込みに基づき契約(以下「本契約」といいます。)が成立した場合(本契約の終了後および解約後も含みます。)にも、本申込みにかかる個人情報を、また、②本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報を、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します(以下、本契約にかかる申込みを行う者を「会員等」といいます。)	前文	私は、株式会社 <u>SBI</u> 新生銀行(以下「銀行」といいます。)のカードローン「 <u>SBI</u> 新生銀行カードローン エル」を申込むに際して、本申込みにかかる私の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、銀行および新生フィナンシャル株式会社(以下「保証会社」といいます。)が下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。なお、私は、銀行および保証会社が、①本申込みに基づき契約(以下「本契約」といいます。)が成立した場合(本契約の終了後および解約後も含みます。)にも、本申込みにかかる個人情報を、また、②本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報を、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します(以下、本契約にかかる申込みを行う者を「会員等」といいます。)																											
第 2 条	<p>(個人情報の銀行と保証会社との相互提供、第三者提供および共同利用の同意)</p> <p>(1) 会員等は、銀行および保証会社が所定の利用目的のために、所定の個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">相互提供される個人情報 ＜銀行および保証会社共通＞</td> <td>① 第 1 条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報</td> </tr> <tr> <td>＜銀行から保証会社への情報提供＞</td> <td>① 銀行における預金その他の金融資産の残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、保証会社における取引管理または取引上の権利の保全に必要な日次の情報(過去のものを含みます。) ② 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報</td> </tr> <tr> <td>＜保証会社から銀行への情報提供＞</td> <td>① 保証会社における保証審査の結果に関する情報 ② 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報(過去のものを含みます。) ③ 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報 ④ 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報 ⑤ 保証会社において代位弁済を完了した後の求償債権の回収状況に関する情報</td> </tr> <tr> <td>提供先における利用目的</td> <td>第 1 条(1)に記載の各目的</td> </tr> </table> <p>(2) 会員等は、銀行が銀行関係会社、保証会社が保証会社関係会社に対しそれぞれ個人情報を第三者提供することに同意します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第三者提供先</td> <td>銀行関係会社および保証会社関係会社</td> </tr> <tr> <td>第三者提供される個人情報</td> <td>① 第 1 条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報</td> </tr> <tr> <td>第三者提供先における利用目的</td> <td>① 第 1 条(1)に記載の各目的(但し、第 1 条(1)における「銀行」は「銀行関係会社」と、「保証会社」は「保証会社関係会社」と読み替えるものとします。) ② 与信(途上与信を含む)および与信後の管理業務(金融商品・サービスに関する通知および与信に関する債権の譲渡を含む)のため ③ 金融商品・サービスに関する広告・勧誘および広報のため</td> </tr> </table>	相互提供される個人情報 ＜銀行および保証会社共通＞	① 第 1 条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報	＜銀行から保証会社への情報提供＞	① 銀行における預金その他の金融資産の残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、保証会社における取引管理または取引上の権利の保全に必要な日次の情報(過去のものを含みます。) ② 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報	＜保証会社から銀行への情報提供＞	① 保証会社における保証審査の結果に関する情報 ② 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報(過去のものを含みます。) ③ 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報 ④ 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報 ⑤ 保証会社において代位弁済を完了した後の求償債権の回収状況に関する情報	提供先における利用目的	第 1 条(1)に記載の各目的	第三者提供先	銀行関係会社および保証会社関係会社	第三者提供される個人情報	① 第 1 条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報	第三者提供先における利用目的	① 第 1 条(1)に記載の各目的(但し、第 1 条(1)における「銀行」は「銀行関係会社」と、「保証会社」は「保証会社関係会社」と読み替えるものとします。) ② 与信(途上与信を含む)および与信後の管理業務(金融商品・サービスに関する通知および与信に関する債権の譲渡を含む)のため ③ 金融商品・サービスに関する広告・勧誘および広報のため	<p>(個人情報の銀行と保証会社との相互提供、第三者提供および共同利用の同意)</p> <p>(1) 会員等は、銀行および保証会社が所定の利用目的のために、所定の個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">相互提供される個人情報 ＜銀行および保証会社共通＞</td> <td>① 第 1 条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報</td> </tr> <tr> <td>＜銀行から保証会社への情報提供＞</td> <td>① 銀行における預金その他の金融資産の残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、保証会社における取引管理または取引上の権利の保全に必要な日次の情報(過去のものを含みます。) ② 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報</td> </tr> <tr> <td>＜保証会社から銀行への情報提供＞</td> <td>① 保証会社における保証審査の結果に関する情報 ② 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報(過去のものを含みます。) ③ 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報 ④ 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報 ⑤ 保証会社において代位弁済を完了した後の求償債権の回収状況に関する情報</td> </tr> <tr> <td>提供先における利用目的</td> <td>第 1 条(1)に記載の各目的</td> </tr> </table> <p>(2) 会員等は、銀行が銀行関係会社、保証会社が保証会社関係会社に対しそれぞれ個人情報を第三者提供することに同意します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第三者提供先</td> <td>銀行関係会社および保証会社関係会社</td> </tr> <tr> <td>第三者提供される個人情報</td> <td>① 第 1 条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報</td> </tr> <tr> <td>第三者提供先における利用目的</td> <td>① 第 1 条(1)に記載の各目的(但し、第 1 条(1)における「銀行」は「銀行関係会社」と、「保証会社」は「保証会社関係会社」と読み替えるものとします。) ② 与信(途上与信を含む)および与信後の管理業務(金融商品・サービスに関する通知および与信に関する債権の譲渡を含む)のため ③ 金融商品・サービスに関する広告・勧誘および広報のため</td> </tr> </table>	相互提供される個人情報 ＜銀行および保証会社共通＞	① 第 1 条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報	＜銀行から保証会社への情報提供＞	① 銀行における預金その他の金融資産の残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、保証会社における取引管理または取引上の権利の保全に必要な日次の情報(過去のものを含みます。) ② 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報	＜保証会社から銀行への情報提供＞	① 保証会社における保証審査の結果に関する情報 ② 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報(過去のものを含みます。) ③ 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報 ④ 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報 ⑤ 保証会社において代位弁済を完了した後の求償債権の回収状況に関する情報	提供先における利用目的	第 1 条(1)に記載の各目的	第三者提供先	銀行関係会社および保証会社関係会社	第三者提供される個人情報	① 第 1 条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報	第三者提供先における利用目的	① 第 1 条(1)に記載の各目的(但し、第 1 条(1)における「銀行」は「銀行関係会社」と、「保証会社」は「保証会社関係会社」と読み替えるものとします。) ② 与信(途上与信を含む)および与信後の管理業務(金融商品・サービスに関する通知および与信に関する債権の譲渡を含む)のため ③ 金融商品・サービスに関する広告・勧誘および広報のため
相互提供される個人情報 ＜銀行および保証会社共通＞	① 第 1 条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報																													
＜銀行から保証会社への情報提供＞	① 銀行における預金その他の金融資産の残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、保証会社における取引管理または取引上の権利の保全に必要な日次の情報(過去のものを含みます。) ② 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報																													
＜保証会社から銀行への情報提供＞	① 保証会社における保証審査の結果に関する情報 ② 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報(過去のものを含みます。) ③ 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報 ④ 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報 ⑤ 保証会社において代位弁済を完了した後の求償債権の回収状況に関する情報																													
提供先における利用目的	第 1 条(1)に記載の各目的																													
第三者提供先	銀行関係会社および保証会社関係会社																													
第三者提供される個人情報	① 第 1 条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報																													
第三者提供先における利用目的	① 第 1 条(1)に記載の各目的(但し、第 1 条(1)における「銀行」は「銀行関係会社」と、「保証会社」は「保証会社関係会社」と読み替えるものとします。) ② 与信(途上与信を含む)および与信後の管理業務(金融商品・サービスに関する通知および与信に関する債権の譲渡を含む)のため ③ 金融商品・サービスに関する広告・勧誘および広報のため																													
相互提供される個人情報 ＜銀行および保証会社共通＞	① 第 1 条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報																													
＜銀行から保証会社への情報提供＞	① 銀行における預金その他の金融資産の残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、保証会社における取引管理または取引上の権利の保全に必要な日次の情報(過去のものを含みます。) ② 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報																													
＜保証会社から銀行への情報提供＞	① 保証会社における保証審査の結果に関する情報 ② 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報(過去のものを含みます。) ③ 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報 ④ 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報 ⑤ 保証会社において代位弁済を完了した後の求償債権の回収状況に関する情報																													
提供先における利用目的	第 1 条(1)に記載の各目的																													
第三者提供先	銀行関係会社および保証会社関係会社																													
第三者提供される個人情報	① 第 1 条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報																													
第三者提供先における利用目的	① 第 1 条(1)に記載の各目的(但し、第 1 条(1)における「銀行」は「銀行関係会社」と、「保証会社」は「保証会社関係会社」と読み替えるものとします。) ② 与信(途上与信を含む)および与信後の管理業務(金融商品・サービスに関する通知および与信に関する債権の譲渡を含む)のため ③ 金融商品・サービスに関する広告・勧誘および広報のため																													

条	改定前	条	改定後																
	<p>(3) 会員等は、銀行およびそのグループ企業(以下銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます。)のうち個人情報の共同利用について提携する企業が、以下の利用目的の達成に必要な範囲において、以下の個人情報(但し、第6条の個人情報信用情報機関から取得した個人情報を除く。)を共同して利用することに同意します。</p> <p>※新生銀行グループとは、銀行、ならびに銀行の有価証券報告書等に記載する銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途銀行のホームページにて公表します。</p> <table border="1" data-bbox="181 388 1368 976"> <tr> <td>共同利用する者</td> <td>新生銀行グループのうち個人情報の共同利用について提携する企業</td> </tr> <tr> <td>共同利用される個人情報</td> <td>① 第1条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報</td> </tr> <tr> <td>共同利用する者の利用目的</td> <td>① 会員等へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため ② 会員等が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため ③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため ④ 新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため ⑤ 各種商品・サービスの研究、開発、市場調査のため</td> </tr> <tr> <td>個人情報の管理について責任を有する者</td> <td>株式会社新生銀行</td> </tr> </table>	共同利用する者	新生銀行グループのうち個人情報の共同利用について提携する企業	共同利用される個人情報	① 第1条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報	共同利用する者の利用目的	① 会員等へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため ② 会員等が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため ③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため ④ 新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため ⑤ 各種商品・サービスの研究、開発、市場調査のため	個人情報の管理について責任を有する者	株式会社新生銀行		<p>(3) 会員等は、銀行およびそのグループ企業(以下銀行と併せて「SBI新生銀行グループ」といいます。)のうち個人情報の共同利用について提携する企業が、以下の利用目的の達成に必要な範囲において、以下の個人情報(但し、第6条の個人情報信用情報機関から取得した個人情報を除く。)を共同して利用することに同意します。</p> <p>※SBI新生銀行グループとは、銀行、ならびに銀行の有価証券報告書等に記載する銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途銀行のホームページにて公表します。</p> <table border="1" data-bbox="1602 388 2807 982"> <tr> <td>共同利用する者</td> <td>SBI新生銀行グループのうち個人情報の共同利用について提携する企業</td> </tr> <tr> <td>共同利用される個人情報</td> <td>① 第1条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報</td> </tr> <tr> <td>共同利用する者の利用目的</td> <td>① 会員等へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため ② 会員等が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため ③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため ④ SBI新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため ⑤ 各種商品・サービスの研究、開発、市場調査のため</td> </tr> <tr> <td>個人情報の管理について責任を有する者</td> <td>株式会社 SBI 新生銀行</td> </tr> </table>	共同利用する者	SBI 新生銀行グループのうち個人情報の共同利用について提携する企業	共同利用される個人情報	① 第1条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報	共同利用する者の利用目的	① 会員等へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため ② 会員等が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため ③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため ④ SBI 新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため ⑤ 各種商品・サービスの研究、開発、市場調査のため	個人情報の管理について責任を有する者	株式会社 SBI 新生銀行
共同利用する者	新生銀行グループのうち個人情報の共同利用について提携する企業																		
共同利用される個人情報	① 第1条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報																		
共同利用する者の利用目的	① 会員等へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため ② 会員等が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため ③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため ④ 新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため ⑤ 各種商品・サービスの研究、開発、市場調査のため																		
個人情報の管理について責任を有する者	株式会社新生銀行																		
共同利用する者	SBI 新生銀行グループのうち個人情報の共同利用について提携する企業																		
共同利用される個人情報	① 第1条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報																		
共同利用する者の利用目的	① 会員等へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため ② 会員等が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため ③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため ④ SBI 新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため ⑤ 各種商品・サービスの研究、開発、市場調査のため																		
個人情報の管理について責任を有する者	株式会社 SBI 新生銀行																		
<p>第9条</p>	<p>(個人情報の利用・提供の停止)</p> <p>(1) 銀行および保証会社は、第1条(1)に規定している利用目的のうち、同条(1)①(j)(k)および同条(1)②(f)(g)について、会員等から個人情報の利用・提供の停止の請求があったとき、または第2条(2)に基づく第三者提供もしくは第2条(3)に基づく同項①の目的での共同利用について停止の請求があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとるものとします。</p> <p>(2) 前項の利用・提供の停止の請求手続きについては、新生銀行カードローン エルのホームページ(https://lake.jp)、保証会社のホームページ(https://shinseifinancial.co.jp)に掲載しております。</p> <p>(3) (1)に定める場合および個人情報の保護に関する法律に定める場合を除き、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みにかかる個人情報の利用・提供を停止することはできません。</p>	<p>第9条</p>	<p>(個人情報の利用・提供の停止)</p> <p>(1) 銀行および保証会社は、第1条(1)に規定している利用目的のうち、同条(1)①(j)(k)および同条(1)②(f)(g)について、会員等から個人情報の利用・提供の停止の請求があったとき、または第2条(2)に基づく第三者提供もしくは第2条(3)に基づく同項①の目的での共同利用について停止の請求があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとるものとします。</p> <p>(2) 前項の利用・提供の停止の請求手続きについては、SBI新生銀行カードローン エルのホームページ(https://lake.jp)、保証会社のホームページ(https://shinseifinancial.co.jp)に掲載しております。</p> <p>(3) (1)に定める場合および個人情報の保護に関する法律に定める場合を除き、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みにかかる個人情報の利用・提供を停止することはできません。</p>																

条	改定前	条	改定後
-	<p>■個人情報の取扱いに関する窓口</p> <p>(1)株式会社新生銀行 コンシューマーファイナンス部 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-711 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ https://lake.jp</p> <p>●個人情報管理責任者 <u>チーフオフィサー グループ法務・コンプライアンス</u></p> <p>(2)新生フィナンシャル株式会社 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-208 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ https://shinseifinancial.co.jp</p> <p>●個人情報保護管理者 <u>業務管理部セクションヘッド</u></p> <p>■個人情報取扱事業者 株式会社新生銀行 新生フィナンシャル株式会社</p>	-	<p>■個人情報の取扱いに関する窓口</p> <p>(1)株式会社 SBI 新生銀行 コンシューマーファイナンス部 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-711 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ https://lake.jp</p> <p>(2)新生フィナンシャル株式会社 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-208 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ https://shinseifinancial.co.jp</p> <p>■個人情報取扱事業者 株式会社 SBI 新生銀行 新生フィナンシャル株式会社</p>
-	2022年3月17日改定	-	2023年1月4日改定
	登録 No.10059 <u>22.03</u>		登録 No.10059 <u>23.01</u>

条	改定前	条	改定後
	【カードローンの取扱いに関する規約】		【カードローンの取扱いに関する規約】
前文	「カードローンの取扱いに関する規約」(以下「本規約」といいます。)は、会員が、新生フィナンシャル株式会社(以下「保証会社」といいます。)の保証により、株式会社新生銀行(以下「銀行」といいます。)および保証会社との間のカードローン基本契約兼保証委託契約(以下「本契約」といいます。)に基づき銀行とカードローン取引(以下「本取引」といいます。)を行う場合の、銀行の取扱いを記載したものです。	前文	「カードローンの取扱いに関する規約」(以下「本規約」といいます。)は、会員が、新生フィナンシャル株式会社(以下「保証会社」といいます。)の保証により、株式会社 SBI 新生銀行(以下「銀行」といいます。)および保証会社との間のカードローン基本契約兼保証委託契約(以下「本契約」といいます。)に基づき銀行とカードローン取引(以下「本取引」といいます。)を行う場合の、銀行の取扱いを記載したものです。
	【カードローンの取扱いに関する規約】(一般規約)		【カードローンの取扱いに関する規約】(一般規約)
第 2 条	<p>(カードおよび ID の発行と取扱い)</p> <p>(1) 銀行は、本契約が成立した後の本取引に使用するため、会員 1 名に 1 枚以上(カードの枚数は銀行が定めるところにより決定します。)のカード(以下「カード」といいます。)を発行し、貸与するとともに、銀行が指定する会員識別番号等(以下「ID」といいます。)を付与するものとします。但し、銀行の判断で ID を付与するのみの場合もあります。</p> <p>(2) 会員以外の者がカード(カード上の表示事項を含みます。)および ID を使用することはできないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカード(カード上の表示事項を含みます。)および ID を使用し管理するものとします。</p> <p>(3) カードの所有権は銀行に属するものとし、会員は、カード(カード上の表示事項を含みます。)を、第三者に対して貸与、譲渡、質入、担保提供その他占有を移転させることおよび使用させることは一切できないものとします。</p> <p>(4) 銀行は、会員のカード(カード上の表示事項を含みます。)、ID、第 4 条に定める暗証番号、本人確認書類、その他銀行が指定する情報が、銀行に登録された内容と一致していることを銀行所定の手続きに従って確認した場合(ATM および電話により取引する場合、銀行所定のホームページに所定の方法でアクセスして取引をする場合、銀行無人契約機により取引する場合ならびにその他銀行が指定する方法により取引をする場合を含みます。)には、その利用者を本人とみなし、本取引の取扱いをすることができます。<u>この場合に行われた本取引については、会員のカード(カード上の表示事項を含みます。)、ID、第 4 条に定める暗証番号、本人確認書類、その他銀行が指定する情報、について紛失、盗難、漏洩その他の事由により第三者に不正使用された場合その他の事故があっても、会員がその責任を負担するものとし、銀行は、一切の責任を負担しないものとします。</u></p>	第 2 条	<p>(カードおよび ID の発行と取扱い)</p> <p>(1) 銀行は、本契約が成立した後の本取引に使用するため、会員 1 名に 1 枚以上(カードの枚数は銀行が定めるところにより決定します。)のカード(以下「カード」といいます。)を発行し、貸与するとともに、銀行が指定する会員識別番号等(以下「ID」といいます。)を付与するものとします。但し、銀行の判断で ID を付与するのみの場合<u>や会員が届出たメールアドレス等を ID と認める場合</u>もあります。</p> <p>(2) 会員以外の者がカード(カード上の表示事項を含みます。)および ID を使用することはできないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカード(カード上の表示事項を含みます。)および ID を使用し管理するものとします。</p> <p>(3) カードの所有権は銀行に属するものとし、会員は、カード(カード上の表示事項を含みます。)を、第三者に対して貸与、譲渡、質入、担保提供その他占有を移転させることおよび使用させることは一切できないものとします。</p> <p>(4) 銀行は、会員のカード(カード上の表示事項を含みます。)、ID、第 4 条に定める暗証番号、本人確認書類、その他銀行が指定する情報が、銀行に登録された内容と一致していることを銀行所定の手続きに従って確認した場合(ATM および電話により取引する場合、銀行所定のホームページに所定の方法でアクセスして取引をする場合、銀行無人契約機により取引する場合ならびにその他銀行が指定する方法により取引をする場合を含みます。)には、その利用者を本人とみなし、本取引の取扱いをすることができます。</p>
第 4 条	<p>(暗証番号)</p> <p>(1) 会員は、申込み時または承認時に暗証番号を銀行に届出るものとします。但し、会員は、かかる届出がない場合または銀行が会員の届出た暗証番号を不相当と判断した場合は、銀行所定の方法により銀行が会員の暗証番号を決定することをあらかじめ同意します。</p> <p>(2) 会員は、本人の生年月日等本人確認書類等から他人が容易に知り得ることのできる番号その他他人に推測されやすい番号を暗証番号としないものとします。</p> <p>(3) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、<u>推測されやすい暗証番号により、または会員の故意もしくは過失等によって暗証番号を他人に知られることにより生じた損害については会員の負担となることをあらかじめ承諾</u>します。</p>	第 4 条	<p>(暗証番号)</p> <p>(1) 会員は、申込み時または承認時に暗証番号を銀行に届出るものとします。但し、会員は、かかる届出がない場合または銀行が会員の届出た暗証番号を不相当と判断した場合は、銀行所定の方法により銀行が会員の暗証番号を決定することをあらかじめ同意します。</p> <p>(2) 会員は、本人の生年月日等本人確認書類等から他人が容易に知り得ることのできる番号その他他人に推測されやすい番号を暗証番号としないものとします。</p> <p>(3) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p>

条	改定前	条	改定後
第 5 条	<p>(新規借入れの停止、本契約の解約)</p> <p>(1) 次の各号の事由が一つでも生じたときまたは銀行が会員として不適格と認めるときは、銀行は、会員への通知催告等を要さず直ちに新たな借入れを停止すること、または会員への通知により直ちに本契約を解約することができるものとします。会員に通知する場合において、通常連絡方法(届出された住所等への電話、手紙、eメール等)を用いても通知が到達しないときまたは延着したときは、通常到達すべき時に通知がなされたものとみなします。</p> <p>①会員が入会申込み時に虚偽の申告をした事が判明したとき、②カードローン規約第 10 条各号に定める事由が一つでも生じたとき、③退職、休職、その他会員の信用状態に著しい変化を生じたとき、④会員のカード利用状況が適当でないと銀行が判断したとき、⑤本契約もしくは本取引の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは本契約もしくは本取引の名義人の意思によらずに本契約が締結されもしくは本取引が開始されたことが明らかになったとき、⑥銀行が第 16 条の 2 に基づき会員に対して各種確認や資料の提出を要求した場合に、会員が正当な理由なく指定した期限までに回答および資料の提出をしないとき、⑦第 16 条の 2 に基づく銀行の各種確認や資料の提出の求めに対する会員の回答、具体的な本取引の内容、会員の説明内容およびその他の事情を考慮して、銀行が本取引についてマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき、⑧本取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき、⑨会員が行う本取引の頻度および態様が社会通念上認められる限度を超え、銀行のサービス提供に支障が生じると認められるため、銀行が会員にその旨を明示して是正を求めたにもかかわらず、会員がその是正を行わないことにより、会員と銀行との信頼関係が損なわれたと認められるとき、⑩本取引の目的が事業用の取引であるまたはそのおそれがあると銀行が判断したとき、⑪本取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき、⑫その他会員が本規約のいずれかに違反したとき。</p> <p>(2) 本条(1)に基づき本契約が解約された場合において、解約時に残債務がある場合は、銀行が特に認めた場合を除き、会員は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解約後も、会員が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約事項および本規約の関連条項(但し、約定返済にかかる条項を除きます。)は有効に存続するものとします。</p> <p>(3) 会員に対する銀行の本契約に基づく貸付残高が 0 円の状態が 12 ヶ月以上続いた場合は、銀行は当該会員に対する通知なくして本契約を直ちに解約することができるものとします。</p> <p>(4) 本条(1)または(3)に基づき銀行が新たな借入れを停止した場合または本契約が解約された場合、会員は銀行の請求があったときは速やかにカードを銀行に対して返却するものとします。</p>	第 5 条	<p>(新規借入れの停止、本契約の解約)</p> <p>(1) 次の各号の事由が一つでも生じたときまたは銀行が会員として不適格と認めるときは、銀行は、会員への通知催告等を要さず直ちに新たな借入れを停止すること、または会員への通知により直ちに本契約を解約することができるものとします。会員に通知する場合において、通常連絡方法(届出された住所等への電話、手紙、eメール等)を用いても通知が到達しないときまたは延着したときは、通常到達すべき時に通知がなされたものとみなします。</p> <p>①会員が入会申込み時に虚偽の申告をした事が判明したとき、②カードローン規約第 10 条各号に定める事由が一つでも生じたとき、③退職、休職、その他会員の信用状態に著しい変化を生じたとき、④会員のカード利用状況が適当でないと銀行が判断したとき、⑤本契約もしくは本取引の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは本契約もしくは本取引の名義人の意思によらずに本契約が締結されもしくは本取引が開始されたことが明らかになったとき、⑥銀行が第 17 条の 2 に基づき会員に対して各種確認や資料の提出を要求した場合に、会員が正当な理由なく指定した期限までに回答および資料の提出をしないとき、⑦第 17 条の 2 に基づく銀行の各種確認や資料の提出の求めに対する会員の回答、具体的な本取引の内容、会員の説明内容およびその他の事情を考慮して、銀行が本取引についてマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき、⑧本取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき、⑨会員が行う本取引の頻度および態様が社会通念上認められる限度を超え、銀行のサービス提供に支障が生じると認められるため、銀行が会員にその旨を明示して是正を求めたにもかかわらず、会員がその是正を行わないことにより、会員と銀行との信頼関係が損なわれたと認められるとき、⑩本取引の目的が事業用の取引であるまたはそのおそれがあると銀行が判断したとき、⑪本取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき、⑫その他会員が本規約のいずれかに違反したとき。</p> <p>(2) 本条(1)に基づき本契約が解約された場合において、解約時に残債務がある場合は、銀行が特に認めた場合を除き、会員は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解約後も、会員が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約事項および本規約の関連条項(但し、約定返済にかかる条項を除きます。)は有効に存続するものとします。</p> <p>(3) 会員に対する銀行の本契約に基づく貸付残高が 0 円の状態が 12 ヶ月以上続いた場合は、銀行は当該会員に対する通知なくして本契約を直ちに解約することができるものとします。</p> <p>(4) 本条(1)または(3)に基づき銀行が新たな借入れを停止した場合または本契約が解約された場合、会員は銀行の請求があったときは速やかにカードを銀行に対して返却するものとします。</p>
第 8 条	<p>(カードの紛失等)</p> <p><u>(1) 会員がカードの紛失等を知ったときは直ちに銀行に電話、書面またはインターネット等(携帯電話を含みます。以下同じ。)</u>によるデータ送信等銀行所定の方法によって銀行に届け出るものとします。</p> <p><u>(2) 会員は、前項に基づき銀行が会員による紛失等の届出を受理する以前のカード(カード上の表示事項を含みます。)の不正利用について一切の責任を負うものとし、銀行は、その責を負いません。</u></p>	第 8 条	<p>(カードの紛失、盗難等)</p> <p>会員がカードの紛失、盗難等または ID や暗証番号の詐取等(銀行のホームページと類似したサイトに誘導され、ID や暗証番号を入力することで第三者に ID や暗証番号を詐取された場合も含む)を知ったときは、直ちに銀行に電話、書面又はインターネット等によるデータ送信等の方法によって銀行に届け出るものとします。また、カードの紛失、盗難等により他人にカードを使用された場合または銀行の提供するサービス等において ID や暗証番号の詐取等による第三者利用が生じた場合は、会員は所定の届出書を銀行に提出するものとします。</p>
新設	なし	第 9 条	<p>(不正利用被害の補償)</p> <p>会員が第 8 条に定める届出書を銀行に提出し、かつ最寄りの警察署にカードの紛失、盗難または ID や暗証番号の詐取等の届出をした場合は、①銀行に届出書を提出した日の 30 日前以降に生じた当該届出に係るカードまたは ID や暗証番号の不正使用によるものと銀行が調査により認定した損害または②銀行の調査により会員の意思に反する権限の無い第三者による不正使用によるものと銀行が調査により認定した損害は、銀行が補償します。但し、会員の故意若しくは重過失等により第 2 条(2)、(3)又は第 4 条(3)の管理等を怠り取引が実行された場合、会員本人又は会員の家族、同居人、留守人等会員の関係者によって使用された場合は補償されません。</p>

条	改定前	条	改定後
第 9 条 ～第 14 条		第 10 条～第 15 条	
第 15 条	<p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>(1) 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下併せて「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2) 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用をき損し、または銀行の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3) 会員が暴力団員等もしくは本条(1)各号のいずれかに該当し、もしくは(2)各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)における表明もしくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、銀行は、会員に対する通知により、会員とのすべての契約を直ちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、会員は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解除後も、会員が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約事項および本規約の関連条項(但し、約定返済にかかる条項を除きます。)は有効に存続するものとします。</p> <p>(4) 本一般規約第 9 条(1)の届出の遅滞、住所地における不在など会員の責めに帰すべき事由により、前項の通知が延着しまたは到着しなかった場合には、その通知が通常到達すべき時に会員とのすべての契約が解除されるものとします。</p> <p>(5) 本条(3) および(4)により会員とのすべての契約を解除した場合、銀行は、会員に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、銀行に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。</p>	第 16 条	<p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>(1) 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下併せて「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2) 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用をき損し、または銀行の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3) 会員が暴力団員等もしくは本条(1)各号のいずれかに該当し、もしくは(2)各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)における表明もしくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、銀行は、会員に対する通知により、会員とのすべての契約を直ちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、会員は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解除後も、会員が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約事項および本規約の関連条項(但し、約定返済にかかる条項を除きます。)は有効に存続するものとします。</p> <p>(4) 本一般規約第 10 条(1)の届出の遅滞、住所地における不在など会員の責めに帰すべき事由により、前項の通知が延着しまたは到着しなかった場合には、その通知が通常到達すべき時に会員とのすべての契約が解除されるものとします。</p> <p>(5) 本条(3) および(4)により会員とのすべての契約を解除した場合、銀行は、会員に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、銀行に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。</p>
第 16 条～ 第 19 条		第 17 条～ 第 20 条	
-	2020 年 5 月 21 日改定	-	2023 年 1 月 4 日改定

条	改定前	条	改定後
	【カードローンの取扱いに関する規約】(カードローン規約)		【カードローンの取扱いに関する規約】(カードローン規約)
第1条	(借入方法) (1) 会員は、次の方法により銀行から現金の借入れをすることができます。 ①指定の ATM または CD、②電話、インターネット等によるデータ送信等による申込みに基づく銀行振込、③その他銀行が定める方法 (2) 前項②の方法による借入れは銀行所定の方法により会員があらかじめ届け出ている会員名義の銀行口座に対して行うものとします。会員は、銀行がかかる振込に際しての振込人名を「シンセイギンコウ」とすることに同意します。 (3) 銀行は、会員に現金を貸付けたときは、貸付けに係る書面の交付を行います。なお、会員はかかる書面交付を銀行がインターネット等によるデータ送信の方法で行うことに同意します。 (4) 借入れにあたり、銀行が法令に基づく書類の提出または情報の提供を要請したにもかかわらず、会員が銀行の要請した期間内にこれに応じない場合は、銀行の判断で、本契約を解除することがあります。なお、解除時に残債務がある場合は、銀行が特に認めた場合を除き、債務全額を一括して支払うものとします。	第1条	(借入方法) (1) 会員は、次の方法により銀行から現金の借入れをすることができます。 ①指定の ATM または CD、②電話、インターネット等によるデータ送信等による申込みに基づく銀行振込、③その他銀行が定める方法 (2) 前項②の方法による借入れは銀行所定の方法により会員があらかじめ届け出ている会員名義の銀行口座に対して行うものとします。会員は、銀行がかかる振込に際しての振込人名を「 <u>エスビーアイ</u> シンセイギンコウ」とすることに同意します。 (3) 銀行は、会員に現金を貸付けたときは、貸付けに係る書面の交付を行います。なお、会員はかかる書面交付を銀行がインターネット等によるデータ送信の方法で行うことに同意します。 (4) 借入れにあたり、銀行が法令に基づく書類の提出または情報の提供を要請したにもかかわらず、会員が銀行の要請した期間内にこれに応じない場合は、銀行の判断で、本契約を解除することがあります。なお、解除時に残債務がある場合は、銀行が特に認めた場合を除き、債務全額を一括して支払うものとします。
第6条	(貸付利率) (1) 本契約に基づく貸付けに係る貸付利率(この取引のために銀行が負担する保証会社の保証料相当額を含む年率。以下「貸付利率」といいます。)は、本契約事項に定める次のいずれかを指すものとします。 ① 固定の貸付利率(年率) ② 過去の貸付直後最大残高(以下、「過去貸付直後最大残高」または「過去最大残高」といいます。)を基準貸付残高として、当該基準貸付残高に対応する銀行が提示した金利表中の貸付利率(年率) (2) 本条(1)の規定にかかわらず、会員が銀行に対して本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合には、銀行は、利息制限法その他の法令に基づいて、貸付利率を減ずることがあります。 (3) 本条(1)の規定にかかわらず、銀行は、銀行所定の基準を満たす会員に対して、貸付利率を優遇することができるものとします。但し、銀行は会員に通知することなくいつでもその優遇取扱を中止または優遇幅を変更することができるものとします。 (4) 本条(1)の規定にかかわらず、金利情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は貸付利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容は、本一般規約第 <u>14</u> 条に規定する方法により告知します。	第6条	(貸付利率) (1) 本契約に基づく貸付けに係る貸付利率(この取引のために銀行が負担する保証会社の保証料相当額を含む年率。以下「貸付利率」といいます。)は、本契約事項に定める次のいずれかを指すものとします。 ① 固定の貸付利率(年率) ② 過去の貸付直後最大残高(以下、「過去貸付直後最大残高」または「過去最大残高」といいます。)を基準貸付残高として、当該基準貸付残高に対応する銀行が提示した金利表中の貸付利率(年率) (2) 本条(1)の規定にかかわらず、会員が銀行に対して本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合には、銀行は、利息制限法その他の法令に基づいて、貸付利率を減ずることがあります。 (3) 本条(1)の規定にかかわらず、銀行は、銀行所定の基準を満たす会員に対して、貸付利率を優遇することができるものとします。但し、銀行は会員に通知することなくいつでもその優遇取扱を中止または優遇幅を変更することができるものとします。 (4) 本条(1)の規定にかかわらず、金利情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は貸付利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容は、本一般規約第 <u>15</u> 条に規定する方法により告知します。
第16条	(指定商品に関する特約) 会員が銀行の指定する商品を利用する場合、本「カードローンの取扱いに関する規約」の各条項が適用されます。但し、銀行からの特段の意思表示がない限り、本カードローン規約第 2 条(極度額)およびその他本カードローン規約中の極度額に係る規定は適用されないものとし、 <u>会員は</u> 、極度額内であっても貸付けを受けることはできなくなります。	第16条	(おまとめローン等に関する特約) <u>(1) 会員は、おまとめローンその他銀行の指定する商品を利用する場合、本「カードローンの取扱いに関する規約」の各条項が適用されます。但し、銀行からの特段の意思表示がない限り、本カードローン規約第 2 条(極度額)およびその他本カードローン規約中の極度額に係る規定は適用されないものとし、極度額内であっても貸付けを受けることはできなくなります。</u> <u>(2) 会員は、おまとめローンその他銀行が指定する商品を利用する場合、本契約に基づく借入後、速やかに借入金を既存債務の返済のために利用し、当該目的以外には利用しないこと、および既存債務の債権者その他当該債権者と同様の業務を営む者から新たな借り入れを行わないことを承諾します。</u>
-	2021年11月23日改定	-	2023年1月4日改定
-	登録 No.10060 <u>21.11</u>	-	登録 No.10060 <u>23.01</u>

条	改定前	条	改定後
【保証委託契約約款】		【保証委託契約約款】	
前文	委託者は、株式会社新生銀行(以下「甲」といいます。)との「新生銀行カードローン エル」にかかる金銭消費貸借契約(以下「原契約」といいます。)に基づく債務について、以下の各条項を確認し承認の上、新生フィナンシャル株式会社(以下「乙」といいます。)に対して保証を委託します。	前文	委託者は、株式会社 SBI 新生銀行(以下「甲」といいます。)との「 SBI 新生銀行カードローン エル」にかかる金銭消費貸借契約(以下「原契約」といいます。)に基づく債務について、以下の各条項を確認し承認の上、新生フィナンシャル株式会社(以下「乙」といいます。)に対して保証を委託します。
-	2021年 2月 18日改定	-	2023年 1月 4日改定
-	登録 No.10061 21.02	-	登録 No.10061 23.01